

入札における疑義申立てに対する取扱い・手順について（R5.4.19 改正）

土木関係建設工事及び、土木関係建設工事にかかる委託業務（建設コンサルタント業務）の入札について、設計内容に関する疑義申し立ての取扱いを次のとおり定める。

- 1 入札結果により、落札予定となる者（以下「落札候補者」という。）を決め、落札保留とする。
- 2 疑義申立て受付期間は、入札日の翌日から3日後（土・日・休日は含まない。）の午後3時までとし、期間外の申立ては受け付けない。
- 3 入札日の翌日から3日後（土・日・休日は含まない。）の午後3時までの間、事後公表設計書（表紙・工事概要・内訳書）を工事施行担当課において公表する。
- 4 設計内容に疑義のある入札参加者（入札辞退者は除く。）は、上記期間内に「積算疑義申立て書」（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、積算根拠資料（業者側積算書）を添えて工事施行担当課に申請する。
- 5 上記期間内に疑義申立てがあった場合は、工事施行担当課は申立てから3日後（土・日・休日は含まない。）までに申立て内容について積算内容の照合や調査を行い、申立て者に対し「疑義回答書」（様式第2号）により回答する。

結果が確定した後に、「疑義回答書」（様式第2号）と「疑義申立て事項確認等報告書」（様式第3号）を契約担当課に提出する。

契約担当課は、報告書等の内容を確認したうえで、積算内容に不備が無い場合、又は不備があったとしても軽微であり落札者が変わらないことを確認した場合は、落札候補者と契約手続きを行う。

6 上記期間内に申立てが無かった場合は、工事施行担当課は「疑義申立て事項確認等報告書」（様式第3号）に無い旨を記載のうえ契約担当課に提出する。

契約担当課は、この報告書を確認後、落札候補者を落札者として契約手続きを行う。

7 発注者側の積算不備等により適正な積算を行った結果、落札者が変わることが明らかになることを確認した場合は、当該入札を取り消し契約手続きは行わない。